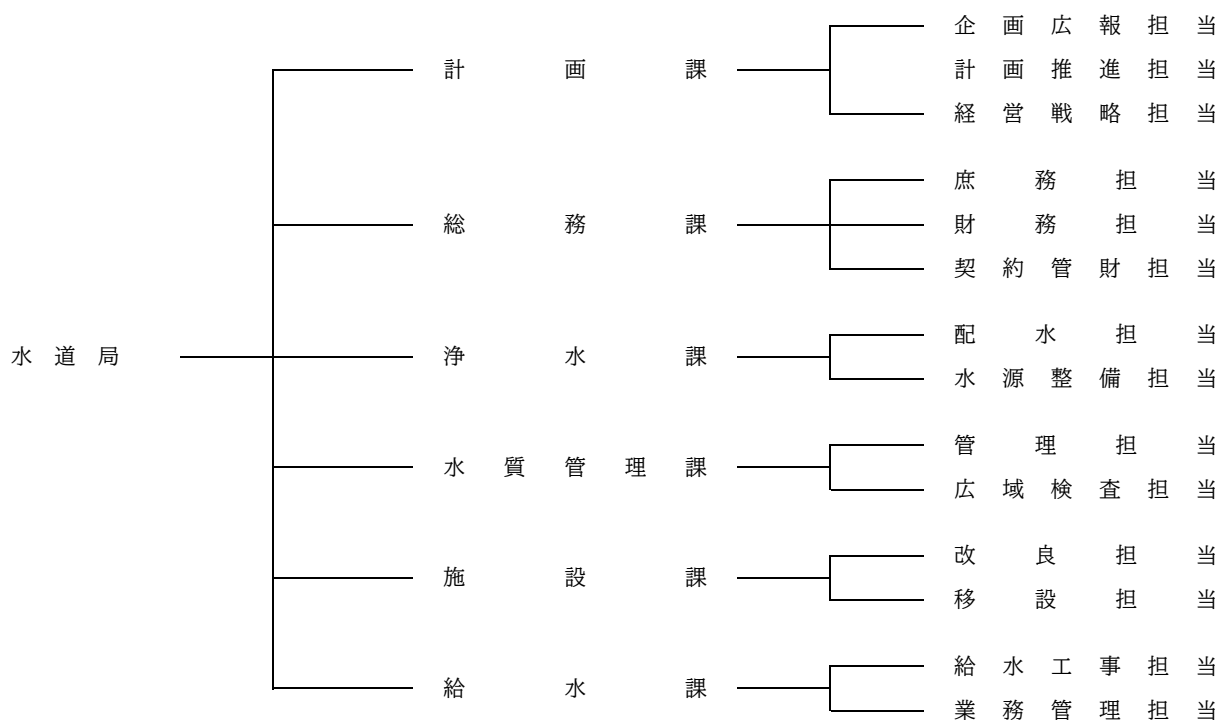


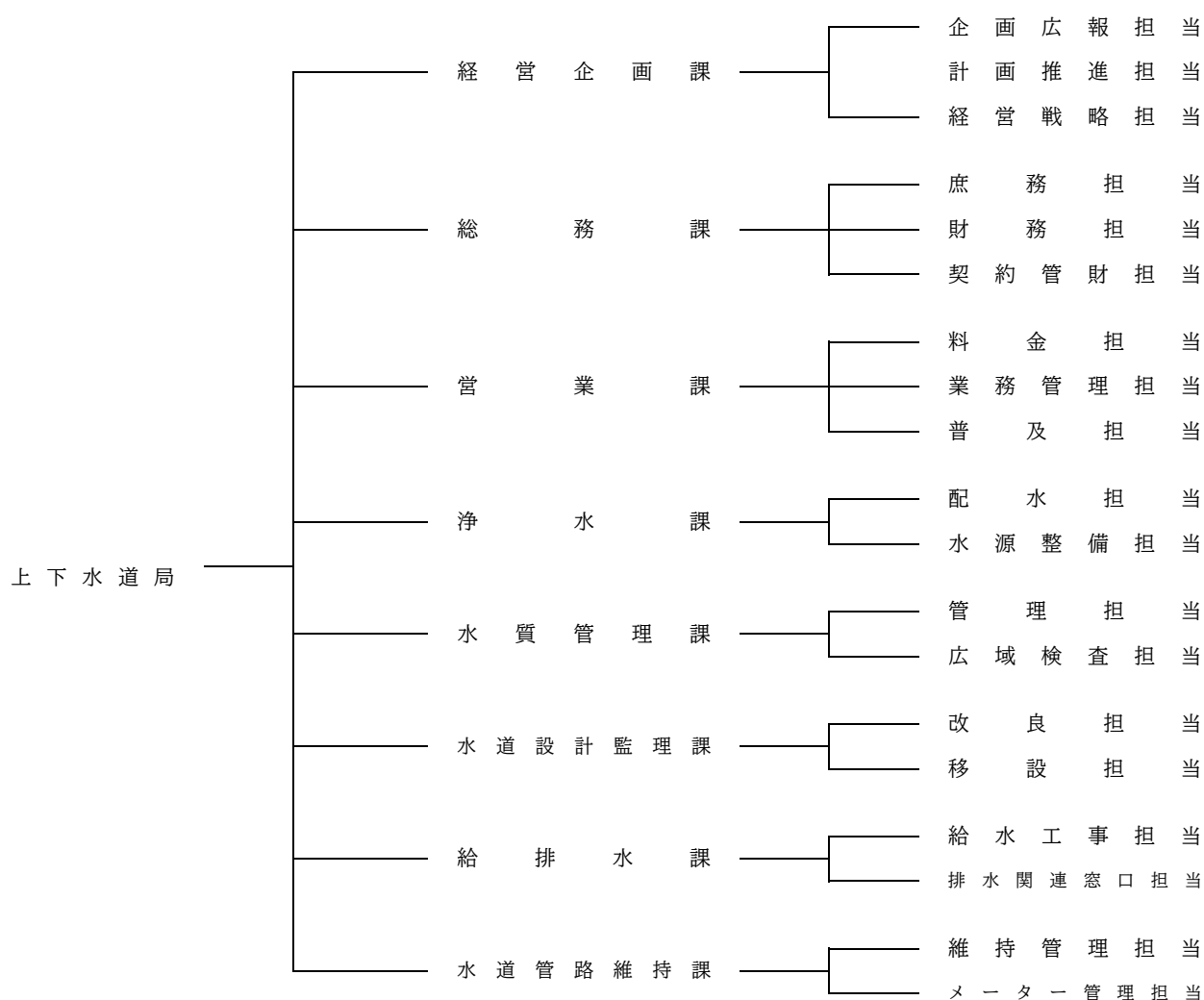
Ⅱ 組織及び職員

- (1) 組織図
- (2) 事務分掌
- (3) 職員配置表
- (4) 年齢別及び勤続年数別職員構成

(1) 組織図（令和6年4月1日現在）



(1) 組織図（令和6年11月1日現在）



(2) 事務分掌（令和6年4月1日現在）

計画課

- (1) 水道事業の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 局内の課の所管事務の連絡調整に関すること。
- (3) 特命による事項の調査及び企画に関すること。
- (4) 市議会に関すること。
- (5) 認可申請等に関すること。

総務課

- (1) 人事及び給与に関すること。
- (2) 予算及び財務に関すること。
- (3) 契約に関すること。
- (4) 職員の服務、福利厚生及び研修に関すること。
- (5) 他課の所管に属しないこと。

浄水課

- (1) 水源施設の維持管理に関すること。
- (2) 取水、浄水及び配水に関すること。
- (3) 水源施設の調査及び計画に関すること。
- (4) 水源施設(電気及び機械設備に限る。)に係る工事の設計及び施行に関すること。

水質管理課

- (1) 水質管理に関すること。
- (2) 水質検査室の維持管理に関すること。
- (3) 水質管理に係る調査及び研究に関すること。

施設課

- (1) 水道施設(水源施設を除く。)の調査及び計画に関すること。
- (2) 水道施設(水源施設に係る電気及び機械設備を除く。)に係る工事の設計及び施行に関すること。

給水課

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 配管工及びサドル分水栓せん孔資格者に関すること。
- (4) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (5) 使用水量の認定に関すること。
- (6) お客さまセンターの業務に関すること。
- (7) 給水停止処分にに関すること。

管路維持課

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関すること。
- (2) 水道メーターの管理に関すること。

(2) 事務分掌（令和6年11月1日現在）

経営企画課

- (1) 水道事業の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 局内の課の所管事務の連絡調整に関すること。
- (3) 特命による事項の調査及び企画に関すること。
- (4) 市議会に関すること。
- (5) 認可申請等に関すること。

総務課

- (1) 人事及び給与に関すること。
- (2) 予算及び財務に関すること。
- (3) 契約に関すること。
- (4) 職員の服務、福利厚生及び研修に関すること。
- (5) 他課の所管に属しないこと。

営業課

- (1) 使用水量の認定に関すること。
- (2) お客さまセンターの業務に関すること。
- (3) 給水停止処分にに関すること。

浄水課

- (1) 水源施設の維持管理に関すること。
- (2) 取水、浄水及び配水に関すること。
- (3) 水源施設の調査及び計画に関すること。
- (4) 水源施設(電気及び機械設備に限る。)に係る工事の設計及び施行に関すること。

水質管理課

- (1) 水質管理に関すること。
- (2) 水質検査室の維持管理に関すること。
- (3) 水質管理に係る調査及び研究に関すること。

水道設計監理課

- (1) 水道施設(水源施設を除く。)の調査及び計画に関すること。
- (2) 水道施設(水源施設に係る電気及び機械設備を除く。)に係る工事の設計及び施行に関すること。

給排水課

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 配管工及びサドル分水栓せん孔資格者に関すること。
- (4) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

水道管路維持課

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関すること。
- (2) 水道メーターの管理に関すること。

(3) 職員配置表 (令和6年4月1日現在)

(単位 人)

課 担当 職 種	計 画 課			総 務 課			浄 水 課		水 質 管 理 課		施 設 課		給 水 課		管 路 維 持 課		合 計
	企画広報担当	計画推進担当	経営戦略担当	庶務担当	財務担当	契約管財担当	配水担当	水源整備担当	管理担当	広域検査担当	改良担当	移設担当	給水工事担当	業務管理担当	維持管理担当	メーター管理担当	
副局長	1																1
次 長				1													1
課 長							1		1		1		1		1		5
副技術監	1																1
課長補佐			1	1			1	2		1	1		2			1	10
調整官				1													1
補佐官							1						1		1	1	4
担当課長補佐	1			1	2	1	1		1			1		1	2		11
検査専門員													1				1
係 長	1	1	1	1	2	2	6	2	1	1	5	6 (1)	6	1	4	3 (3)	43 (4)
副検査専門員																	0
主 任				1			2	2	1	1					1		8
主 事																	0
技 師									1		1						2
合 計	2	1	2	5	4	3	11	6	4	3	7	7	9	2	8	5	79
	7			13			18		8		15		12		14		87

※1 管理者・再任用職員(短時間)・会計年度任用職員(短時間)を除く。

※2 ()内は再任用職員(常勤)の数(職員数に含める)。

※3 検査専門員は課長補佐兼任

(3) 職員配置表 (令和6年11月1日現在)

課 担当 職 種	経営企画課			総 務 課			営 業 課			浄 水 課		水質管理課		水道設計監理課		給排水課		水道管路維持課		合 計
	企画広報担当	計画推進担当	経営戦略担当	庶務担当	財務担当	契約管財担当	料金担当	業務管理担当	普及担当	配水担当	水源整備担当	管理担当	広域検査担当	改良担当	移設担当	給水工事担当	排水関連窓口担当	維持管理担当	メーター管理担当	
副局長	1																			1
次 長				1																1
課 長							1			1		1		1		1		1		6
副技術監	1																			1
課長補佐			1	1						1	2		1	1		2			1	10
調整官				1																1
補佐官										1						1		1	1	4
担当課長補佐	1			1	2	1	1	1	1	1		1			1		1	2		14
検査専門員																1				1
係 長	1	1	1	1	2	2	2	1	2	6	2	1	1	5	6 (1)	6	2	4	3 (3)	49 (4)
副検査専門員																				0
主 任				1						2	2	1	1				1	1		9
主 事							1													1
技 師												1		1						2
合 計	2	1	2	5	4	3	4	2	3	11	6	4	3	7	7	9	4	8	5	90
	7			13			10			18		8		15		14		14		99

※1 管理者・再任用職員(短時間)・会計年度任用職員(短時間)を除く。

※2 ()内は再任用職員(常勤)の数(職員数に含める)。

※3 検査専門員は課長補佐兼任



《米子市上下水道局》

令和 6 年度 版

水 道 事 業 年 報

発行年月 令和 7 年 9 月

編 集 〒683-0008

鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

米子市上下水道局（総務課）

電 話：0859-32-6111（代表）

F A X：0859-23-3530

H P：https://www.city.yonago.lg.jp/suido/

Eメール：suido-keikaku@city.yonago.lg.jp